

令和4年度 場所:梅ヶ丘公園の給水栓

		採水日	4月5日	5月10日	6月7日	7月12日	8月2日	9月14日	10月5日	11月8日	12月6日	1月17日	2月7日	3月2日	
		水温	15.7	20.8	24.2	28.3	30.0	28.8	26.3	19.8	16.3	12.1	10.5	11.5	
No.	水質検査項目	水質基準値													
健康関連項目	細菌	1 一般細菌 集落数	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
		3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
		10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.68	0.4	0.44	0.83	0.68	0.91	0.89	0.7	0.72	1.15	0.71	0.44
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0.09			0.1			0.1			0.11	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		0.07			0.04			0.07			0.09	
	無機物金属	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満	
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
		16 ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		21 塩素酸	0.6mg/L以下		0.06未満			0.06未満			0.06未満			0.06未満	
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下		0.005			0.016			0.004			0.002	
	消毒副生成物	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.002未満			0.004			0.002			0.002未満	
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		0.002			0.003			0.003			0.003	
		26 臭素酸	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		0.011			0.027			0.012			0.009	
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.003			0.008			0.002未満			0.002	
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		0.004			0.008			0.005			0.004	
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満	
32 亜鉛及びその化合物		1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005		
33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/L以下		0.03			0.03			0.02			0.01		
生活土支障関連項目	着色	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満	
	味	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		13.8			13			14.4			16.1	
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	色	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15	13.1	12.9	10.3	12.3	12.3	10.4	12.9	14.8	14.9	16.2	13.9
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	47.5	43.8	44.3	39.5	51.1	54.9	45.6	51.1	48.2	46.6	48	44.9
	カビ	40 蒸発残留物	500mg/L以下		118			122			126			136	
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		0.02未満			0.02未満			0.02未満			0.02未満	
	泡	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
泡臭	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		0.002			0.002			0.002未満			0.002未満		
	45 フェノール類	フェノール換算0.005mg/L以下		0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満		
味	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.6	0.4	0.6	0.7	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4	0.5	
	47 PH値	5.8以上~8.6以下	7.6	7.7	7.6	7.7	7.5	7.8	7.7	7.6	7.5	7.6	7.5	7.6	
基礎的性状	48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色	50 色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満		
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満		
残留塩素		mg/L	0.50	0.50	0.40	0.45	0.40	0.40	0.50	0.50	0.45	0.45	0.45	0.40	

※水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)「上記水質項目については、水質基準に適合する。」  
 ※水質の基準値は、水道により供給される水について適用されます。  
 ※水質基準は、水道法に定められた数値です。物質毎に定量下限値(分析により定量できる最小の値)は異なります。  
 ※0.01未満という表示は、水質検査の精度を0.01に定めて分析をした結果、検出しないということです。

令和4年度 場所:湯の谷西公園の給水栓

採水日			4月5日	5月10日	6月7日	7月12日	8月2日	9月14日	10月5日	11月8日	12月6日	1月17日	2月7日	3月2日	
水温			15.5	21.3	24.5	28.5	30.5	28.5	26.0	19.5	16.0	11.8	10.0	11.5	
No.	水質検査項目	水質基準値													
細菌	1 一般細菌 集落数	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満		
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満		
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満		
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.45	0.42	0.4	0.66	0.63	0.74	0.78	0.59	0.56	0.76	0.68	0.53	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0.09			0.1			0.09			0.09		
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		0.04			0.03			0.05			0.04		
無機物金属	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満		
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満		
	16 ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満		
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	21 塩素酸	0.6mg/L以下		0.09			0.19			0.14			0.08		
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満		
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下		0.009			0.017			0.005			0.002		
消毒副生成物	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.002			0.011			0.002			0.002未満		
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		0.003			0.004			0.003			0.003		
	26 臭素酸	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		0.018			0.03			0.013			0.008		
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.003			0.007			0.002未満			0.002未満		
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		0.006			0.009			0.005			0.003		
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満		
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満		
	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満		
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		0.02			0.02			0.02			0.01		
着色	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満		
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12.6			12.7			13.7			13.9		
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15.8	13.8	13.9	11.8	13.1	13	11.3	13.7	14.7	16.1	16.9	15.9	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	49.9	48.1	49.1	48.8	54.7	55.5	45.5	51.7	50.4	48.1	51.5	51.9	
	40 蒸発残留物	500mg/L以下		108			119			119			118		
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		0.02未満			0.02未満			0.02未満			0.02未満		
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
生活上支障関連項目	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		0.002未満			0.003			0.002			0.002未満		
	45 フェノール類	フェノール換算0.005mg/L以下		0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満		
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.4	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4	
	47 PH値	5.8以上～8.6以下	7.4	7.3	7.4	7.6	7.2	7.5	7.6	7.5	7.4	7.4	7.4	7.3	
	48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	50 色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
	残留塩素	mg/L	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	

※水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)「上記水質項目については、水質基準に適合する。」  
 ※水質の基準値は、水道により供給される水について適用されます。  
 ※水質基準は、水道法に定められた数値です。物質毎に定量下限値(分析により定量できる最小の値)は異なります。  
 ※0.01未満という表示は、水質検査の精度を0.01に定めて分析をした結果、検出しないということです。